

平成30年6月18日

21世紀金融行動原則
署名金融機関等 各位

21世紀金融行動原則総会共同議長

21世紀金融行動原則 臨時総会 決議事項1について

平素は格別の御厚誼を賜り誠にありがとうございます。

さて、21世紀金融行動原則 平成29年度収支につき、運営委員会での監事機関による監査報告も踏まえた収支報告書の承認(資料1、資料2)につき、皆様に決議をお願いいたします。

【議案1】	収支報告書の承認
--------------	-----------------

<議案の決議方法>

- ・ 署名金融機関等に対し、電子メールによる臨時総会を開催すること
- ・ すべての署名金融機関等に臨時総会招集の連絡が届き、反対する署名金融機関等のみから電子メールによる返信がなされ、返信のない(=議案に対して賛成する)署名金融機関等が過半数となることをもって本議案を決議すること

<参考> 21世紀金融行動原則運営規程(関係箇所抜粋)

※平成30年5月23日に軽微な改正、平成30年6月現在のもの

第4章 総会
(決議事項)

第13条

総会は、次に掲げる事項について決議する。

7. 収支報告書の承認

(招集)

第17条

2. 共同議長は、定時総会を招集するときはその会議を開催する日の15日前までに、臨時総会を招集するときはその会議を開催する日の7日前までに、それぞれ署名金融機関等にその旨を通知するものとする。

(決議)

第19条 総会の決議は、法令又は運営規程に別段の定めがある場合を除き、総署名金融機関等の議決権の過半数を有する署名金融機関等が出席し、出席した署名金融機関等の議決権の過半数をもって行う。ただし、第16条第2項の規定により、書面、電磁的方法その他運営委員会が適切と認める方法により臨時総会が開催された場合における決議は、総署名金融機関等の議決権の過半数を有する署名金融機関等から書面、電磁的方法による返信がなされ、当該返信のなされた署名金融機関等の議決権の過半数をもって行う。

附則

(予算及び収支報告決議)

第3条 第13条第6項及び第7項においては、毎年6月に臨時総会を開催し、その決議をもってこれを承認するものとする。ただし、その開催方法は、電磁的方法により行うものとし、この場合の決議は、署名金融機関等の議決権の過半数をもって行う。なお、この場合に限り、第19条の規定にかかわらず、当該議案に反対する署名金融機関等のみ返信するものとし、返信しない場合には、賛成したものとみなす。

平成 29 年度 21 世紀金融行動原則 収支報告書

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

(単価：円)

科 目	平成 29 年度 決算額
収入の部 (A)	
1 会費収入	
平成 29 年度会費 @ 3 万円 256 機関 (年度途中からの署名の会費は月 割り)	7, 510, 000
未入金分 (2 月新規署名 1 機関)	5, 000
2 その他収入	
銀行口座利息	19
収入の部 計	7, 515, 019
支出の部 (B)	
1 業務委託費	
(1) 人件費	5, 245, 860
年間スケジュールの立案・調整 各種照会への対応、会費徴収・支出の管理事務 運営委員会の開催に関する事務 総会の開催に関する事務 意見交換会開催に関する事務 決算報告の作成事務	
(2) その他経費	2, 163, 695
会議費 (15, 938)	
通信運搬費 (53, 806)	
旅費交通費 (15, 430)	
委託費 (ウェブ構築) (1, 021, 680)	
諸謝金 (274, 716)	
印刷製本費 (167, 125)	
雑費 (15, 000)	
事務局管理運営費 (600, 000)	
業務委託費 計	7, 409, 555
2 他の支出	
(1) 繰越金 平成 30 年度へ繰越	105, 464
他の支出 計	105, 464
支出の部 計	7, 515, 019
差引 収入の部 (A) - 支出の部 (B)	0

平成30年5月23日

持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則

運営委員長 佐々木 美絵 殿

運営委員長 末廣 孝信 殿

監事 千葉銀行 篠崎 忠義

監事 滋賀銀行 嶋崎 良伸



監査報告書の提出について

運営規程第15条第3項の規定に基づき監査報告書を作成しましたので、別紙のとおり提出いたします。

以上

監査報告書

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの平成 29 年度に係る計算書類及びその附属明細書に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

なお、当原則の監事は、運営規程第 15 条第 3 項に定めるところにより、監査の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告を監査する権限を有しておりません。

1. 監査の方法及びその内容

私は、事務局等から会計に関する職務の執行状況を聴取し、会計に関する重要な決裁書類等を閲覧いたしました。また、これに関する資料を調査し、当該事業年度に係る計算書類（平成 29 年度収支報告、人件費内訳、その他経費支出明細）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

計算書類及びその附属明細書は、本原則の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成 30 年 5 月 23 日

持続可能な社会の形成に向けた行動原則

監事 千葉銀行 篠崎 忠義



監事 滋賀銀行 嶋崎 良伸



収支報告書についての補足説明

- 29年度の収入は、年会費 30,000 円が 242 機関、中途加入のため月割会費が 14 機関。中途加入で支払い期日が 6 月の 1 機関が未入金。利息 19 円。収入合計 751 万 5,019 円。
- 支出は、人件費が 5,245,860 円。その他経費としては、運営委員会に関わる開催経費、請求書や臨時総会の案内郵送費、最優良取組事例選定に関わる経費、総会の講師謝金、資料印刷代、そして新規ウェブサイト構築費用となる。
- 事務局管理運営費として、月額 50,000 円を計上。これは、21 世紀金融行動原則が任意団体で個別の事務所を持たずに、一般財団法人 地球・人間環境フォーラムの中に事務局を置いているため、家賃、光熱費、PC リース代、印刷機リース代、その他紙などの消耗品、日常の通信費などの一部を計上、その他経費の合計は、216 万 3,695 円、人件費と合わせて業務委託費の合計が 740 万 9,555 円。
- 収入との差し引き 105,464 円が繰越金